

○総務省令第五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、地方債に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日

総務大臣 川端 達夫

地方債に関する省令等の一部を改正する省令

（地方債に関する省令の一部改正）

第一条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「（以下この条において「同意等」という。）」を削り、「得た地方債」の下に「（法

第五条の三第六項の規定による届出をした地方債を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第三号中

「同意等を」を「同意又は許可を」に改め、「及び借入先の変更に伴い、支払が外国通貨から本邦通貨に

、又は本邦通貨から外国通貨に変更される場合」及び「（地方債のうち外国通貨で支払われるもの（以下

この条において「外貨地方債」という。）について変更する場合を除く。）を削り、「同意等に」を「同意若しくは届出又は許可に」に改め、同条第四号中「同意等を」を「同意又は許可を」に改め、「地方債」の下に「（法第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同意等に」を「同意若しくは届出又は許可に」に改め、同条第五号中「同意等」を「同意又は許可」に、「第一号」を「又は第一号」に改め、「外貨地方債の借換え又は外貨地方債への借換え」を削り、同条第六号及び第九号中「同意等」を「同意又は許可」に改める。

第一条の二を次のように改める。

（協議不要基準額の算定に用いる地方債）

第一条の二 令第八条第四号に規定する総務省令で定める地方債は、次に掲げるものとする。

- 一 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるために起こす地方債
- 二 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源に充てるために起こす地方債（第七号に掲げるものを除く。）

三 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるために起こす地方債

四 国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるために起こす地方債

五 都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方人特別譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金の減収額を埋めるために法第五条ただし書又は地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三の規定に基づき起こす地方債

六 法第三十三条の五の二の規定に基づき起こす地方債

七 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき起こす地方債

八 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認める地方債

第二条及び第三条第一項中「第十条第三号」を「第十一条第三号」に改める。

第四条中「第十一条第一号」を「第十二条第一号」に改める。

第五条中「第十一条第二号」を「第十二条第二号」に改める。

第六条中「第十一条第三号」を「第十二条第三号」に改める。

第七条中「第十一条第四号」を「第十二条第四号」に改める。

第八条の見出し中「に係る元利償還及び準元利償還金に要する」を「の元利償還金及び準元利償還金に係る」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「に係る元利償還に要する経費」を「の元利償還金及び準元利償還金」に改め、同項第一号中「のうち地方債の元利償還に要するもの」を削り、同項第三号及び第四号中「のうち地方債の元利償還金に相当する額を基礎として算定されたもの」を削り、同条第二項を削る。

第九条を次のように改める。

(一般会計等に含まれない特別会計)

第九条 令第十四条第三号に規定する総務省令で定める事業は、老人保健医療事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業とする。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十二条中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第十三条を次のように改める。

(地方債の届出を要しない場合)

第十三条 法第五条の三第六項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、第一条第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる場合とする。

第十四条を次のように改める。

(市町村の廃置分合等があった場合の地方債の元利償還金等の算定方法)

第十四条 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村（特別区を含む。以下同じ。）の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における法第五条の三第四項第一号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（以下この条において「地方債の元利償還金の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方

債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう
に当該年度の初日の属する年の四年
前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前
の市町村の地方債の元利償還金の額等
をそれぞれ按分^{あん}するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界
変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年
の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等に、当該
境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初
日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存
在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方債の元
利償還金の額等を分割して承継した額の割合に
応ずるよう
に当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四
年前の年の四月一日の属する年度の地方債の元利償還金の額等
を按分して得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中
途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境
界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年
の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置
分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項

において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における地方債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上地方債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の地方債の元利償還金の額等を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上地方

債の元利償還金の額等を分割して承継した額の割合に応ずるよう
に当該境界変更に係る市町村の廃置分合等
分合等年度前までの各年度の地方債の元利償還金の額等を按分して
得た額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

第十四条の次に次の五条を加える。

(市町村の廃置分合等があつた場合の普通交付税の額等の算定方法)

第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等を合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等とする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の四年前の四月一日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が当該年度の初日

の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法
第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

2 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から当該年度までのいずれかの年度
の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、
当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属
する年度までの各年度（当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界
が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年度の四月一日の属する年度以
後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等
年度までの各年度」という。）における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるとこ
ろによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、廃置分
合等年度までの各年度に係る普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村が廃置分合等年度ま

での各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度までの各年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した普通交付税の額等を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度までの各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の実質赤字額の算定方法)

第十四条の三 当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の三第四項第二号に規定する実質赤字額（以下この条において「実質赤字額」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の法第五条の三第四項第二号に規定する歳入（令第十四条により算定した歳入をいう。以下この条において同じ。）をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べるべき額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越すべき額を求め、当該市町村の実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の実質赤字額を按分するものとする。

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の実質赤字額に、

当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう
に当該境界変更に係る市町村の実質赤字額を按分して得た額を合算するものとする。

2 当該年度の前年度又は当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界
が変更された市町村については、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一
般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の実質赤字額の算
定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃
置分合前の各市町村の当該年度の前々年度の法第五条の三第四項第二号に規定する歳入又は歳出をそ
れぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前々年度の歳入又は歳出とみなして、歳入が歳出に不
足するため当該年度の前年度の歳入を繰り上げてこれに充てるべき額並びに実質上歳入が歳出に不足
するため、当該年度の前々年度に支払うべき債務でその支払を当該年度の前年度に繰り延べるべき額
及び当該年度の前々年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度の前年度に繰り越す

べき額を求め、当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足した額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を按分して得た額を合算するものとする。

(市町村の廃置分合等があった場合の連結実質赤字比率の算定方法)

第十四条の四 当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更され

た市町村については、法第五条の三第四項第三号に規定する連結実質赤字比率（次項において「連結実質赤字比率」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下

「健全化法」という。）第二条第二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の同号イからニまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の同号に規定する連結実質赤字額（以下この条において「連結実質赤字額」という。）を第十四条の二の規定により算定した同条に規定する普通交付税の額等に基づき算定した当該年度の前年度の標準財政規模の額（以下この条及び次条において「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合

に応ずるようにな該廃置分合又は境界変更前の市町村の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

三 境界変更によつて区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるようにな該境界変更に係る市町村の連結実質赤字額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

2 当該年度の前年度又は当該年度の間において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の連結実質赤字比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条第二号イからニまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからニまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるようにな当該廃置分合又は境界変更前の市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を按分して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年

度の健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条第二号イ及びロに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の連結実質赤字額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額で除して得た数値

(市町村の廃置分合等があった場合の将来負担比率の算定方法)

第十四条の五 当該年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、法第五条の三第四項第四号に規定する将来負担比率(次項において「将来負担比率」という。)の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の健全化法第二条第四号イからルまでに掲げる額をそれぞれ合算したものを当該

市町村の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の同号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から第十四条の二の規定により算定した同条に規定する算入公債費の額及び算入準公債費の額（以下この条において「算入公債費等の額」という。）を控除した額で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう按分して得た同号イからチまでに掲げる額の合算額から同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の健全化法第二条

第四号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう、当該境界変更に係る市町村の同号イからチまでに掲げる額の合算額が同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

2 当該年度の前年度又は当該年度の間において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、地方自治法第二百三十三条第一項の規定により令第十条に規定する一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における当該年度の前年度の将来負担比率の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからルまでに掲げる額をそれぞれ

合算したものを当該市町村の当該年度の前年度の同号イからルまでに掲げる額とみなして算定した当該市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上当該年度の前年度の健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう按分して得た当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額から当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の前年

度の健全化法第二条第四号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の前々年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の前年度の同号イからチまでに掲げる額の合算額が当該年度の前年度の同号リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を按分して得た額を合算して得た額を当該年度の前々年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

(市町村の廃置分合等があった場合の令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法)

第十四条の六 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法

は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるように当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一

日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る令第八条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によって区域を減じた市町村に

については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(届出書の様式)

第十六条の二 令第十七条第二項の届出書の様式は、別記様式第二号及び別記様式第四号のとおりとする。

2 地方公共団体は、法第五条の三第六項の規定による届出を行う際に既に別記様式第四号を提出した場合であつて、その内容に変更がないときは、当該様式の提出を行わないことができる。

第十七条中「第七条第二項及び第二十一条第一項」を「第二十一条第二項及び第二十八条第一項」に、

「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第三十四条第五項」を「第四十三条第五項」に改める。

附則第一条の二を削る。

附則第一条の三各号列記以外の部分中「（平成二十年法律第二十五号）」を削り、同条第一号イ中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同号ロ中「減収補てん」を「減収補填」に改め、「（次号において「同意等」という。）」を削り、「得た地方債」の下に「（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる

ものを含む。)」を加え、同条第二号口中「減収補てん」を「減収補填」に、「同意等」を「同意又は許可」に改め、「得た地方債」の下に「(法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。)」を加え、同条を附則第一条の二とする。

附則第二条の十第二号中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)」を「健全化法」に改め、同条第四号中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「健全化法」に改める。

附則第六条中「第五条の四第一項第二号に規定する数値」を「第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率」に改める。

附則第七条中「第十条」を「第十四条の二」に改める。

附則第八条中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

様式第一号備考8中「起債協議書の写し」の次に「、既届出債の起債届出書の写し」を加える。

様式第三号を次のように改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同様式備考8中「起債協議書の写し」の次に「既届出債の起債届出書の写し」を加え、同様式を様式第三号とする。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の項中「第四十一条」を「第五十条」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第六条第一項第二号中「第19条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に改め、同項第三号中「第20条第

1項第1号及び第2号」を「第16条第1項第1号及び第2号」に改め、同条第二項第三号中「含む。」の下に「（法令の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をして起こした地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える。

第九条第一号イ中「協議」を「協議若しくは届出」に改める。

第十七条第一号中「（次号において「同意等」という。）」を削り、「発行した地方債」の下に「（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次号において同じ。）」を加え、「当該同意等」を「当該同意若しくは届出又は許可」に改め、同条第二号中「同意等を」を「同意又は許可を」に、「及び同意等」を「及び同意若しくは届出又は許可」に改める。

第二十一条第二項中「第十六条」を「第三十一条」に、「第十条」を「第十四条の二」に改める。

別記第11号様式備考8中「起債協議書の写し」の次に「、既届出債の起債届出書の写し」を加える。

別記第12号様式を次のように改める。

（総務省組織規則の一部改正）

第四条 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項並びに第三十一条第二項第一号及び第四項第一号中「許可」を「届出の受理並びに許可」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方債に関する省令の規定は、平成二十四年度の地方債から適用し、平成二十三年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。